

漁協積立貯金（Ⅰ型）規定 ＜自動継続積立定期貯金規定＞

1. （預入れの方法等）

- （1）この貯金は、口座振替の方法により預入れるものとします。
- （2）この貯金は、前項の口座振替のほか現金でも預入れることができます。この場合は、必ず通帳をご持参ください。
- （3）漁協積立貯金（Ⅰ型）＜自動継続積立定期貯金＞（以下「この貯金」という）は、通帳記載の満期日の前営業日までは自由に預入れることができます。
- （4）この貯金の預入れは 1 回 1 円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- （5）この貯金の通帳は、当店のほか当信漁連（組合）本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. （口座振替による預入れ）

- （1）この貯金を他の貯金口座からの振替により積み立てる場合は、積立日（積立日が休日の場合は、翌営業日）に、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しを受けることなく、積立式定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定する口座から、貯金者に通知することなく積立額を引落しのうえ積立を行います。
- （2）振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その回の振替は行いません。
 - ① 振替指定口座の貯金残高が振替金額に満たないとき。ただし、振替指定口座に貸越極度額が設定されている場合はその極度額を超えるとき。
 - ② この貯金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することになるとき。
- （3）振替日が休日の場合は、その翌営業日に振替えます。
- （4）振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ当信漁連（組合）所定の書面によって当店に届出てください。
- （5）自動継続積立定期貯金口座振替契約は、積立定期貯金口座振替依頼書の積立口座欄で指定されるこの貯金が解約されたとき、または当信漁連（組合）所定の書面の届出により積立方法が口座振替から他の方法に変更されたときに終了するものとします。

3. （自動継続）

- （1）この貯金は、通帳記載の満期日に前回の同一の期間のこの貯金に自動的に継続し、満期日までの預入金および利息の合計金額を継続後のこの貯金の預入金とします。
継続された貯金についても上記 1. のとおり預入れ、同様に自動的に継続します。
- （2）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

4. （貯金の支払時期）

この貯金は満期日以後に利息とともに支払います。

5. （証券類の受入れ）

- （1）この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。
- （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当信漁連（組合）は白地を補充する義務を負いません。
- （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- （4）手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- （5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

6. (利息)

- (1) この貯金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日から満期日までの期間が1か月未満となる場合は、預入日における普通貯金利率によって計算します。利率は当信漁連（組合）所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金の利率によって計算します。
- (3) 当信漁連（組合）がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入金額に応じた方法によって計算し、この貯金とともに支払います。

ア. 預入金額が1,000万円未満の場合

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は普通貯金利率とします。）によって計算する。

- ① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
② 6か月以上1年未満 上記(1)の適用利率 × 50%

イ. 預入金額が1,000万円以上の場合

預入日から解約日の前日までの日数について次のA、Bいずれか低い利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）によって計算し、この貯金とともに支払います。

A 次の預入期間に応じた利率

- a 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
b 6か月以上1年未満 約定利率 × 50%

B 次の預入期間に応じた利率

$$\text{約定日数} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳記載の満期日（継続をした時はその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当信漁連（組合）所定の利率をいいます。

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金を解約または書替継続するときは、当信漁連（組合）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの貯金の通帳とともに当店に提出してください。
- (2) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当信漁連（組合）はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当信漁連（組合）が取引を継続することが不適切である場合には、当信漁連（組合）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金口座を解約することができるものとします。
- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申請をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が以下のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団
B 暴力団員

- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当信漁連（組合）の信用を毀損し、または当信漁連（組合）の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(3) 前2項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当信漁連（組合）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当信漁連（組合）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この貯金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当信漁連（組合）に過失がある場合を除き、当信漁連（組合）は責任を負いません。
- (3) この貯金の通帳または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当信漁連（組合）所定の手續きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された時には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている時、または任意後見監督人の選任がされている時にも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当信漁連（組合）は責任を負いません。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当信漁連（組合）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当信漁連（組合）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当信漁連（組合）への通知が行われていること

- ② 当信漁連（組合）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当信漁連（組合）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当信漁連（組合）は、当信漁連（組合）へ通知が行われた日の30日（ただし、当信漁連（組合）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当信漁連（組合）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く）があることを当信漁連（組合）が証明した場合は、当信漁連（組合）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は第1項にかかる当信漁連（組合）への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当信漁連（組合）が証明した場合には当信漁連（組合）は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当信漁連（組合）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当信漁連（組合）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当信漁連（組合）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることができません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当信漁連（組合）が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当信漁連（組合）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当信漁連（組合）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- 12. （譲渡、質入れの禁止）**
- (1) この貯金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
 - (2) 当信漁連（組合）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当信漁連（組合）所定の書式により行います。
- 13. （通知等）**
- 届出のあった名称、住所にあてて当信漁連（組合）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 14. （保険事故発生時における貯金者からの相殺）**
- (1) 第3条にかかわらず、この貯金は、満期日が未到来であっても、当信漁連（組合）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当信漁連（組合）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当信漁連（組合）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当信漁連（組合）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方

法を指定のうえ、通帳は直ちに当信漁連（組合）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当信漁連（組合）に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当指定のない場合には、当信漁連（組合）の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当信漁連（組合）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当信漁連（組合）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当信漁連（組合）に到達した日までとして、利率、料率は当信漁連（組合）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当信漁連（組合）の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当信漁連（組合）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当信漁連（組合）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当信漁連（組合）からの利子の支払に係るものを除きます。）。
- (2) 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）。
 - ① 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - ② 貯金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (3) 貯金者等からの申し出にもとづく貯金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- (4) 貯金者等からの残高の確認があったこと
- (5) 貯金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - ① 自動継続の中止登録
 - ② 自動入金の振替元口座の変更
 - ③ 解約時の振替先口座の変更
 - ④ 目標日または最終満期日の変更
 - ⑤ 姓名や住所等の届出事項の変更
 - ⑥ 取扱店舗の変更
 - ⑦ 相続などによる口座名義人の変更

16（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第15条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次

の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第15条に掲げる異動事由
 - B 当信漁連（組合）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当信漁連（組合）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当信漁連（組合）が入出金の予定を把握することができるものに限り。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

17（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当信漁連（組合）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当信漁連（組合）が承諾したときは、貯金者等は、当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当信漁連（組合）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当信漁連（組合）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当信漁連（組合）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当信漁連（組合）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

18.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当信漁連（組合）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2023.04.01)